

2. 対象とする共働き子育て世帯の定義

2.1 共働き世帯

統計調査の集計区分において共働き世帯と定義されるものはないが、独立行政法人労働政策研究・研修機構の整理⁽¹⁾によると、共働き世帯として以下4つの集計区分が示されている。

- ①夫、妻ともに有業者（就業構造基本調査）
- ②夫、妻ともに就業者（国勢調査、労働力調査）
- ③夫、妻ともに雇用者（国勢調査、労働力調査、就業構造基本調査）
- ④夫、妻ともに非農林業雇用者（労働力調査）

まず、①②について解説する。ここでいう「有業者」と「就業者」の違いは、前者が「ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者、及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者」（就業構造基本調査）とされ、後者の就業者は「従業者および休業者を合わせた者」とされる。このうち従業者は「調査週間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者」であり、休業者は「仕事を持ちながらも調査週間中に少しも仕事をしなかった者」のうち、「雇用者で、給料・賃金（休業手当を含む）の支払を受けている者又は受けることになっている者」または「自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者」（労働力調査）に該当する者をいう。それぞれの総数⁽²⁾は、①が約1,349万世帯（2017年就業構造基本調査）、②が約1,528万世帯（2022年労働力調査基本集計）である。

その一方、③④はいずれも「雇用者」が対象である。国勢調査の雇用者の定義では「会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人」⁽³⁾を指し、雇用主に該当する「会社役員」はここに含まない。また、雇用者に含まない職種として「個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士など」や、家族従業者、家庭内職者が挙げられる。近年増加している職種である、いわゆる「フリーランス（自由業）」は雇人のない業種に該当するため雇用者には含まれない。また、④では非農林業に対象を限定しているが、これは農林業が多くの場合、雇人のある業種と、個人や家族とだけで事業を営んでいて雇人のない業種に該当するケースが多いと考えられる。それぞれの総数⁽⁴⁾は、③が約1,110万世帯（2017年就業構造基本調査）、④が約1,284万世帯（2022年労働力調査基本集計）である。

本資料の冒頭に挙げた厚生労働白書⁽⁵⁾や男女共同参画白書⁽⁶⁾は、④を共働き世帯の世帯数として採用している。本資料ではこれら既存の文献を踏まえつつ、「④夫、妻ともに非農林業雇用者」のうち更に漁業従業者を除く第二次・第三次産業従業者（非農林漁業従業者）を対象とし、共働き世帯の集計上の定義にすることとした。

2.2 世帯構成員の従業上の地位

「従業上の地位」とは政府統計調査で用いられる用語であり、事業を営んでいる、雇用されている等の就業者自身の立場を示す区分のことである。本資料で集計に利用する国勢調査では、「雇用者」の従業上の地位について以下3つの区分^②が設定されている。

正規の職員、従業員：勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人。令和2年国勢調査の集計によると、我が国の非農林業就業者数に占める正規の職員、従業員数は約3,057万人。

労働者派遣事業所の派遣社員：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人。令和2年国勢調査の集計によると、我が国の非農林業就業者数に占める労働者派遣事業所の派遣社員は約151万人。

パート、アルバイト、その他：就業の時間や日数に関係なく「パートタイマー」「アルバイト」又はそれらに近い名称と呼ばれている人。または、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称と呼ばれている人。令和2年国勢調査の集計によると、我が国の非農林業就業者数に占めるパート、アルバイト、その他は約1,442万人。

先述の厚生労働白書^③では、夫・妻の従業上の地位が「非農林業雇用者」である世帯の総数を「雇用者の共働き世帯」として集計している為、夫・妻いずれか（または両方）が労働者派遣事業所の派遣社員やパート等勤務の世帯が内数として含まれている。一方で、1.1(2)で記述の通り、共働きにおける従業上の地位の組合せは教育・児童福祉等の施設・サービス需要量や世帯収入の程度に密接に関係することから、区分して集計することが望ましいと考えられる。

そこで本資料では、内閣府の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」^④における「家庭類型の種類」の区分を参照しつつ、国勢調査の従業上の地位の選択肢を用いて、共働き世帯を以下の4区分とした。

A. フルタイム共働き世帯：世帯主・配偶者が共に「正規の職員、従業員」または「労働者派遣事業所の派遣社員」である世帯

A' 正社員共働き世帯：世帯主・配偶者が共に「正規の職員、従業員」である世帯

B. 正社員・パートタイム共働き世帯：世帯主・配偶者のいずれかが「正規の職員、従業員」であり、もう一方が「パート、アルバイト、その他」である世帯

C 非正規雇用共働き世帯：世帯主・配偶者が共に「正規の職員、従業員」以外の共働き世帯

なお、ここでは国勢調査の選択肢の都合上、フルタイム勤務を行っている契約社員や嘱託職員等についても「パート、アルバイト、その他」に含まれる点に留意が必要である。また、就業者の労働力状態については考慮せず、「家事のほか仕事」「通学のかたわら仕事」「休業者」であっても、従業上の地位のみに基づき集計区分を決めることとする為、本資料の集計対象に含めている。

2.3 子育て世帯

(1) 子の年齢

子育て世帯は広く使われる用語である為、用語の使用される文脈・場面によってその定義が大きく変わる。一般的には就学年齢に応じた区分が想定されるが、本資料では共働き世帯を対象とする為、特に保育・学童サービスの利用年齢である「6歳未満」「12歳未満」と共に、未成年の子全体に当たる「18歳未満」の3つの年齢区分に着目することとした。

(2) 対象とする子

子育て世帯を抽出する上で、(1)の年齢に該当する子どもが「長子」か「末子」のいずれであるかにより、抽出される世帯に幾分の差を生じることが想定される。

この差を理解する為に、他の親族等と離れた地域に暮らし、(金銭を支払うサービス等を除けば)家族以外からの日常的支援が得られない「6歳未満の子を有するフルタイム共働きの核家族世帯」を例に挙げてみよう。この世帯はフルタイムの共働きであることから、勤務時間中は「6歳未満の子」を保育園等に預けることが想定されるが、この時、「【末子】が6歳未満」でも同居する長子が高校生・大学生等であれば、末子の保育園等への送迎を両親の代理でこの長子が行う等、非就業者の世帯構成員による協力を得られるケースが想定される。一方、同世帯が「6歳未満の【長子】を有する共働きの核家族世帯」である場合、夫婦いずれかが保育園の送迎に対応することが不可欠と考えられる。このように、長子と末子のいずれの年齢に着目して子育て世帯を定義するかにより、得られるデータの意味合いが異なる点に留意が必要である。

本報告では「共働き」と「子育て」の両立を考える観点から、(1)の年齢区分を踏まえ、以下の4つを集計対象の子育て世帯に含めることとした。

- ① 長子が6歳未満の世帯：保育園等の保育サービスを利用する可能性が高く、且つ夫婦いずれかが保育送迎に対応する必要があると考えられる世帯
- ② 長子が6歳以上12歳未満の世帯：長子が小学校在学期間である世帯
- ③ 末子が6歳未満の世帯：保育園等の保育サービスを利用する可能性のあるすべての世帯
- ④ 末子が18歳未満の世帯：未成年の子を有するすべての世帯

なお、世帯が有する子どもが1名の場合、その子どもは長子・末子いずれにも該当する子どもとして扱われる。

2.4 集計対象から除外する世帯・世帯人員

(1) 核家族世帯以外の世帯

冒頭の厚生労働白書^③の共働き世帯の定義では、夫婦のいる世帯全体を対象に含める為、核家族世帯以外も含めた世帯数を集計している。しかし、三世帯世帯や親族と同居する世帯等の核家族世帯以外の世帯については、子の養育や保育園等への送迎を夫婦以外の者と分担することが可能な場合が想定される為、核家族の共働き子育て世帯と与条件が大きく異なってくる。その為、ここでは核家族世帯以外は対象から除外して集計を行うこととする。

以上のことから、本資料で集計する共働き子育て世帯はすべて、国勢調査の世帯区分における核家族世帯のうち「夫婦と子供から成る世帯」に含まれることとなる。

(2) ふだん同居していない世帯人員

国勢調査を含む政府統計調査においては、調査票に「ふだん住んでいる」世帯人員のみを記入することとしている。ここでいう「ふだん住んでいる」とは、「3か月以上住んでいるか、3か月以上にわたって住むことになっている」ことを指す為、調査時点において3か月を超える長期の出張や単身赴任をしている世帯人員については、婚姻関係の有無にかかわらず世帯人員には含めず、別の独立した世帯として扱うこととなる。

したがって、共働きを行う夫妻のいずれかが単身赴任、または子が留学・入寮等の理由で世帯人員に含まれない場合、仮に2.1~2.3の定義に該当する世帯であっても、共働き子育て世帯の集計対象には含まれないこととなっている。

(3) 一般世帯以外の世帯

昭和60年調査以降、国勢調査においては対象世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分して集計している。ここで施設等の世帯とは、「寮・寄宿舎の学生・生徒」「病院・療養所の入院者」「社会施設の入所者」「自衛隊営舎内居住者」「矯正施設の入所者」「その他（定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠を有しない船舶乗組員）」のいずれかに該当する世帯を指すが、いずれも居住する住宅形態が不明であり、また本資料の趣旨と異なる群であることから、本資料ではこれらを集計対象に含めないこととする。

(4) 同居世帯

世帯の住宅の所有の関係に着目すると、他調査の住宅・土地統計調査世帯においては、家の持ち主や借り主の世帯等を「主世帯」、その他の世帯を「同居世帯」として区分している。同居世帯は(1)の条件に該当する場合はある為、これを除く必要があるが、国勢調査では同様の区分を設けていない。一方で、国勢調査では居住する住居の種類に「間借り」の区分があり、これを「同居」と見なして区分することが可能である。そこで、本資料では「間借り」を除く世帯のみを集計対象とし、同居世帯を対象から除外する。

(5) 事実婚・同性婚の世帯

事実婚とは、法定上の婚姻関係を有しないが、夫婦と同様の関係を有し共同生活を送っていることを指す用語である。国勢調査では、異性の世帯構成員が「世帯主との続き柄」で「世帯主の配偶者」と回答した場合、そのまま「夫婦関係」と見なされる為、事実婚であったとしても夫婦世帯として集計される。その場合、本報告の集計対象に含まれることとなる。

一方で、世帯主と同性の世帯構成員が「世帯主の配偶者」と回答した場合（同性婚世帯）、本報告執筆時点（2023年3月）では「その他の親族」として集計されることとなっており、婚姻関係のある世帯として集計されない¹⁾。したがって、本報告の集計対象に同性婚者の共働き世帯は含まれないこととなる。

補注

1) 総務省統計局の令和2年国勢調査有識者会議の資料⁶⁾では「日本の現行の法律では同性婚は認められておらず、その定義も明確でない中、記入内容の正確性の確保などを考慮すると、国勢調査において同性カップルの実態を把握することは現時点では困難である」としている。

参考文献・資料

- (1) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「統計情報 Q&A：専業主婦世帯、共働き世帯」
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/qa/a07.html>
- (2) 総務省統計局(2021)「令和2年国勢調査 調査結果の利用案内 -ユーザーズガイド-」
https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/u_guide_2020.pdf
- (3) 厚生労働省 (2021)「令和3年版厚生労働白書」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/20/>
- (4) 内閣府男女共同参画局 (2022)「男女共同参画白書 令和4年版」, pp.125-138, 2022.6
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/pdf/r04_print.pdf
- (5) 内閣府(2014)「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h260124/pdf/s9-2.pdf>
- (6) 総務省統計局(2017)「令和2年国勢調査有識者会議（第3回）資料3」
<https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/yusiki32/sidai03.html>